

生活あんしん総合保険 普通保険約款・特約条項 目次

普通保険約款

第1章 契約の基本条項 P. 1

- 第1条（主な用語の定義）
- 第2条（被保険者の範囲）
- 第3条（責任開始および保険料の払込）
- 第4条（保険料の払込日および払込期日）
- 第5条（契約者の義務）
- 第6条（契約の変更）
- 第7条（契約の更新手続き）
- 第8条（契約の終了）
- 第9条（事故発生に関する処理および手続き）
- 第10条（その他）

第2章 家財の補償条項 P. 11

- 第1条（保険の対象）
- 第2条（家財保険金を支払う場合、支払う保険金の額）
- 第3条（費用保険金を支払う場合、支払う保険金の額）
- 第4条（保険金を支払わない場合）
- 第5条（保険金額の調整）

第3章 賠償の補償条項 P. 15

- 第1条（保険金を支払う場合、支払う保険金の額）
- 第2条（保険金を支払わない場合）
- 第3条（被害者による直接請求権）
- 第4条（被害者の特別先取特権）

特約条項

 賠償の補償条項 補償内容変更特約 P. 18

- 第1条（保険金を支払う場合）
- 第2条（準用規定）

 保険証券等の発行省略に関する特約 P. 18 **保険料の電子決済サービスによる支払特約** P. 19

- 第1条（主な用語の定義）
- 第2条（適用条件）
- 第3条（申込の承諾通知）

- 第4条（保険料の払込）
- 第5条（保険料の払込期日）
- 第6条（保険料返還時におけるポイントの取扱い）
- 第7条（契約の更新手続き）
- 第8条（契約者の通信先変更）
- 第9条（準用規定）

□引越しに関する特約 P. 22

- 第1条（適用条件）
- 第2条（転居前住宅の取扱い）
- 第3条（特約保険料）
- 第4条（準用規定）

□共同保険に関する特約 P. 23

- 第1条（独立責任）
- 第2条（幹事保険会社の行う事項）
- 第3条（幹事保険会社の行為の効果）
- 第4条（契約者等の行為の効果）

別表 P. 24

- 別表1 【経過月数に対応する返還率】
- 別表2 【保険金の請求に必要な書類】
- 別表3 【保険金を支払うための確認事項】
- 別表4 【保険金を支払うべき期日】

生活あんしん総合保険 普通保険約款

第1章 契約の基本条項

第1条（主な用語の定義）

この保険契約における主な用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
解除	保険契約を当社の意思によって終了させることをいいます。
解約	保険契約を契約者からの申出によって終了させることをいいます。
火災	消火の必要がある、火床なく発生した火または火床を離れ自力で拡大した火による燃焼現象をいいます。
家財	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。
給排水設備	給排水管、給湯設備、スプリンクラー設備等をいいます。ただし、使用のたびに取りつける排水ホース等は対象外です。また、流し台、浴槽、洗濯機、食洗器、洗面台等については、本体に接続される給排水管部分だけは給排水設備に含みますが、本体そのものは給排水設備に含みません。
貸主	賃貸借契約書における賃貸人（転貸人を含みます。）をいいます。
契約者	当社と保険契約を締結し、契約上の様々な権利と義務（保険料支払義務等）を持つ者のことをいいます。
契約内容	補償内容、保険金額（プランを含む）、保険期間、保険料の払込方法をいいます。
洪水	河川の水位や流量が増大し、堤防等から河川の外側に水が溢れることをいいます。
失効	保険契約の効力が失われ、契約が終了することをいいます。
更新契約	保険満期日の翌日に更新される保険契約をいいます。
再取得価額	損害発生時において、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。
自動車等	道路交通法または道路運送車両法の種類における自動車および原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した当社が支払うべき保険金の額をいいます。
車両	車輪がついていて陸上を走るものをいいます。ただし、原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内のゴルフカートを除きます。
住宅	使用目的が居住専用の建物または戸室をいいます。（トランクルーム、物置、車庫等の付属建物は除きます。）
住宅戸室	施錠された居住空間をいいます。（ベランダ、バルコニー等は含みません。）
住宅の種類	「賃貸」（賃貸借契約書が締結された賃貸住宅）または「持家」の別をいいます。
修理費用	損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用とし、損害発生時における保険の対象について同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得する費用をいいます。（損害の発生直前の状態を超える部分に対応する費用を除きます。）
初年度契約	更新契約以外の最初に締結した保険契約をいいます。
親族	配偶者、6親等内の血族または3親等内の姻族をいいます。この場合における配偶者には、内縁（法律上の婚姻届が提出されていない事実上の婚姻関係にある夫または妻をいいます。）を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

用語	定義
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補足・変更する場合、その補足・変更する内容を定めたものです。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
普通保険約款	保険契約の内容について、原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険契約が有効な期間をいいます。
保険金	この保険契約により補償される事故による損害が発生した場合に、当社が支払うべき金銭をいいます。
保険金額	当社が支払う保険金の限度額をいいます。
保険契約継続証	当社が保険契約の更新時に発行する、契約内容を記載した書面等をいいます。
保険証券	当社が初年度契約の締結時に発行する、契約内容を記載した書面等をいいます。
保険証券等	保険証券および保険契約継続証をいいます。
保険料	契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
無効	保険契約が申し込み時点にさかのぼって成立しないことをいいます。

第2条（被保険者の範囲）

この保険契約における被保険者は、次の者をいいます。

- ①保険証券等に記載の被保険者（以下「被保険者本人」といいます。）
- ②保険証券等に記載の住宅に被保険者本人と同居する被保険者本人の親族

第3条（責任開始および保険料の払込）

この保険契約における責任開始および保険料の払込は次のとおりです。

(1) 責任開始	<p>①保険契約の申込を承諾した場合は、保険証券を発送または送信することにより承諾の通知に代えます。</p> <p>②当社が承諾した保険契約の保険責任は、保険始期日の0時に始まり、保険満期日の24時に終わります。</p> <p>③当社は、保険料が払い込まれる前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第4条(2)に定める払込期日までに保険料が払い込まれた場合はこの限りではありません。</p>
----------	--

(2) 保険料の 払込	払込回数	払込方法	利用条件
	一時払	口座振替	契約者より当社の指定する金融機関からの口座振替による保険料払込の申出があること
		クレカ払	契約者より当社の指定するクレジットカードによる保険料払込の申出があること
		コンビニ払	契約者より当社の指定するコンビニエンスストアにて保険料を払い込む申出があること
		振込払	契約者より当社の指定する金融機関口座に保険料を払い込む申出があること
		電子決済払 (注1)	契約者より当社の指定する電子決済サービスにて保険料を払い込む申出があること
		ポイント払 (注2)	契約者より当社の指定する無償で付与されるポイントにて保険料の全部または一部を払い込む申出があること
<p>(注1) 現金の直接的な收受を行わず、電子的なデータの送受信によって決済を行う方法をいいます。</p> <p>(注2) ポイント発行会社の財務および業務運営の状況等に照らし、本項および第4条に規定するポイントの取扱いの継続が困難であると当社が認めたときは、当社はポイント使用を停止し、他の払込方法に変更することができます。</p>			

第4条（保険料の払込日および払込期日）

(1) 当社は、各払込方法において定められた次の払込日を、保険料が払い込まれた日とみなします。

払込方法	払込日
口座振替	保険料が契約者の指定する口座より振り替えられた日
クレカ払	当社が契約者の指定するクレジットカードの有効性および利用限度内であること等の確認ができた日（オーソリゼーション取得日）
コンビニ払	契約者がコンビニエンスストアにて保険料を払い込んだ日
振込払	保険料が当社の口座に着金した日
電子決済払	電子決済サービス提供会社が決済の認証および承認をした日
ポイント払	ポイント発行会社のポイント残高からポイントが減算された日

(2) この保険契約の保険料の払込期日は次のとおりとします。なお、払込期日までに保険料の払い込みがないときは、保険契約は無効となります。

①初年度契約の場合

- ア. 口座振替のときは、保険始期日の属する月の翌々月末日
- イ. 口座振替以外のときは、保険始期日の属する月の翌月末日

②更新契約の場合

保険始期日の属する月の末日

(3) 当社が保険料を返還すべき場合において、(1)および第3条(2)の規定により使用されたポイントがあるときの返還方法は次のとおりとします。

①原則として、使用されたポイントは当該ポイントにより保険料の返還を行います。ただし、やむを得ない事情により当該ポイントによる返還ができない場合は、金銭をもって行います。

②①の規定にかかわらず、第6条(2)または第8条(2)から(4)のいずれかの規定により保険料を返還する

場合は、金銭をもって行います。

第5条（契約者の義務）

(1) 告知義務	保険契約締結の際、契約者または被保険者本人は、当社が告知を求める事項（以下「告知事項」といいます。）について、事実を正確に告げなければなりません。	
(2) 通知義務	①保険契約締結の後、契約者、被保険者本人またはこれらの者の法定代理人は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。	
	通知項目	対象契約
	ア. 契約者の連絡先（注）の変更 イ. 契約者または被保険者本人の死亡	全契約共通
	ウ. 保険の対象となる家財の全部を譲渡または移転すること	第2章 家財の補償条項を付帯する契約
	エ. 保険証券等に記載の住宅の種類および所在地の変更	第2章 家財の補償条項または第3章 賠償の補償条項を付帯する契約
②契約者が①ア. の通知を怠り、当社の知る最終の契約者の連絡先に行った連絡は、通常の到達期間を経過した時に契約者に到達したものとみなします。		
③当社は、契約者または被保険者本人が①の通知を怠った場合は、当社に通知されるまでの間に生じた損害に対しては保険金を支払いません。ただし、契約者が通知を怠ったとしても、当社が承認していたと認められる場合は保険金を支払います。		
（注）住所、電話番号、メールアドレスをいいます。		

第6条（契約の変更）

(1) 契約者変更	契約者は、被保険者本人の同意および当社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
(2) 解約	契約者は、将来に向かっていつでも保険契約の解約を請求することができます。この場合、次の計算方法により未経過期間の保険料を返還します。 $\text{一時払保険料} \times \text{別表1に定める経過月数に対応する返還率} = \text{返還保険料}$
(3) 契約内容の変更	契約内容の変更は、保険契約の更新時にのみ行うことができます。 （住宅の種類等が同じ場合の住所変更は、保険期間中でも行うことができます。）

第7条（契約の更新手続き）

(1) 保険契約の更新	①当社は、保険満期日の2か月前までに、契約者に保険契約の更新案内を行います。 ②契約者から保険満期日の前日までに申出がない場合は、保険満期日の翌日に前契約と同じ契約内容で保険契約は更新されたものとし、契約者あてに保険契約継続証を発送または送信します。 ③当社は、次のいずれかに該当する場合には、更新契約の引受けを行わないことがあります。この場合、保険満期日の2か月前までに契約者に通知します。 ア. 保険金の請求手続きに際し、契約者、被保険者または保険金受取人が必要な調査に協力しなかった場合
-------------	---

	<p>イ. 保険金の請求に際し、事故内容に偶然性または信憑性に欠けることがあったと判断した場合</p> <p>ウ. 第8条(4)に定める重大事由による解除に準じる事由があった場合</p> <p>エ. その他この保険契約を更新することが期待しえないア. からウ. までの掲げるもののほか、ア. からウ. までの事由がある場合と同程度にこの保険契約の更新を困難とする事由があるとき</p>
(2) 保険契約更新時の契約内容変更	<p>①当社は、契約者より保険満期日の1か月前までに契約内容の変更の申出を受けた場合、当社所定の書類等を発送または送信します。</p> <p>②保険満期日の前日までに①の書類等が返送または返信され当社が承諾した場合は、更新契約より契約内容を変更し、契約者あてに新たな契約内容の保険契約継続証を発送または送信します。</p>

第8条（契約の終了）

(1) 詐欺または強迫による取消	<p>当社は、保険契約締結の際、契約者または被保険者に詐欺または強迫行為があったときは保険契約を取り消し、すでに払い込まれた保険料は返還しません。</p>
(2) 告知義務違反による解除	<p>①当社は、保険契約締結の際、契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、第5条(1)に定める告知事項について事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合には、この保険契約を解除することができます。この場合、第6条(2)の規定を準用して未経過期間の保険料を返還します。</p> <p>②①の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。</p> <p>ア. ①に規定する事実がなくなった場合</p> <p>イ. 当社が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき</p> <p>ウ. 当社の保険契約締結の代理または媒介を行うことができる者が、契約者または被保険者に対して事実を告げることを妨げたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき</p> <p>エ. 当社が①の規定による解除の原因があることを知った日から1か月を経過したときまたは保険始期日から2年を経過したとき</p> <p>③①の規定による解除が、保険金を支払うべき事故による損害が発生した後になされた場合であっても、(5)の規定にかかわらず、当社は保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。</p> <p>④③の規定は、事故の発生と解除原因とに因果関係のないことを契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは適用しません。</p>
(3) 通知義務違反による解除	<p>当社は、第2章 家財の補償条項を付帯する契約については、次のいずれかの事実の発生によって危険増加が生じた場合において、契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、遅滞なく、その通知をしなかったときは、この保険契約を解除することができます。この場合、第6条(2)の規定を準用して未経過期間の保険料を返還します。</p> <p>ア. 保険の対象となる家財の全部を譲渡または移転した場合</p> <p>イ. 保険証券等に記載の住宅の種類に変更があった場合</p>

<p>(4) 重大事由による解除</p>	<p>①当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約を解除することができます。この場合、第6条(2)の規定を準用して未経過期間の保険料を返還します。</p> <p>ア. 契約者、被保険者または保険金受取人が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと</p> <p>イ. 被保険者または保険金受取人が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと</p> <p>ウ. 他の保険契約等との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき</p> <p>エ. 契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p> a) 反社会的勢力に該当すると認められること</p> <p> b) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること</p> <p> c) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること</p> <p> d) 法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p> e) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p> <p>オ. その他この保険契約を継続することが期待しえないア. からエ. までに掲げるもののほか、契約者、被保険者または保険金受取人が、ア. からエ. までの事由がある場合と同等の同程度に当社のこれらに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由があるとき</p> <p>②①の規定による解除が、保険金を支払うべき事故による損害が発生した後になされた場合であっても、(5)の規定にかかわらず、①に定める事由が生じたときから解除がなされたときまでに発生した事故による損害に対しては、当社は保険金（注）を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。</p> <p>③契約者または被保険者が①エ. のいずれかに該当することにより①の規定による解除がなされた場合には、②の規定は、次の損害については適用しません。</p> <p>ア. ①エ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害</p> <p>イ. ①エ. のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害</p> <p>(注) ①エ. のみに該当した場合で、①エ. のいずれかに該当したのが保険金受取人のみで、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。</p>
<p>(5) 保険契約解除の効力</p>	<p>保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。</p>

第9条（事故発生に関する処理および手続き）

I. 全契約共通

<p>(1) 保険金の請求手続き</p>	<p>契約者、被保険者または保険金受取人は、保険金を支払うべき事故による損害が発生したことを知った場合、遅滞なく当社に通知し、すみやかに別表2に掲げる必要書類を提出し</p>
----------------------	---

	て保険金を請求してください。
(2) 保険金の支払時期	<p>①当社は、(1)の必要書類を受領した日（不備があるときは不備を解消した日）から起算して30日以内に、別表3に掲げる必要な確認を終え、保険金を支払います。</p> <p>②①の確認をするために別表4に掲げる特別な照会や調査が不可欠な場合には、①にかかわらず、保険金を支払うべき期日は当社が必要書類を受領した日から同表に掲げる期日とします。この場合、当社は、照会や調査が必要な事項および保険金を支払うべき期日を契約者、被保険者または保険金受取人に通知します。</p> <p>③①および②の確認や調査に際し、契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合は、これにより確認が遅延した期間については、①および②の期間に算入しないものとします。</p> <p>④①および②に定める期日を超えて保険金を支払う場合、当社は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を支払います。ただし、③の定めによる遅延した期間については算入しません。</p>
(3) 保険金の代理請求	<p>①被保険者本人が保険金を請求できない特別な事情があり、当社がその事情を認めた場合は、次に該当する者（以下「代理請求人」といいます。）が被保険者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>ア. 被保険者本人の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）</p> <p>イ. ア. がいない場合は被保険者本人の親族のうちの1人</p> <p>ただし、故意または重大な過失によって事故を生じさせた者または故意に被保険者本人が保険金を請求できない状態にさせた者は、代理請求人となることはできません。</p> <p>②代理請求人が保険金を請求する場合は、別表2に定める必要書類に加え、特別な事情を示す書類を当社に提出してください。</p> <p>③当社が特に認めた場合は、代理請求人に保険金を支払うことがあります。ただし、当社が代理請求人に保険金を支払った場合は、同一の事故による保険金の請求を受けても保険金は支払いません。</p>

II. 第2章 家財の補償条項・第3章 賠償の補償条項を付帯する契約共通

(1) 損害防止義務および損害防止費用	<p>①契約者または被保険者は、事故が生じたときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。</p> <p>②当社は、契約者または被保険者が、火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合には、次に掲げる費用（以下「損害防止費用」といいます。）に限りこれを負担します。</p> <p>ア. 消火活動のために使用した消火薬剤等の再取得費用</p> <p>イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用</p> <p>ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用</p> <p>③契約者および被保険者が故意または重大な過失によって①の損害防止義務を怠ったときは、当社が損害の発生および拡大を防止することができたと認めた額を差し引いて保険金の額を決定します。</p> <p>④②において、損害防止費用を負担すべき他の保険契約等がある場合には、次に定める額を支払います。</p> <p>ア. 他の保険契約等から保険金等が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額</p>
---------------------	--

	<p>イ. 他の保険契約等から保険金等が支払われた場合は、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。</p> <p>⑤損害防止費用は、この保険契約において支払われる保険金との合計額が保険金額を超えるときでも当社が負担します。</p>
(2) 他の保険契約等がある場合の保険金の額	<p>当社は、保険金等が支払われる他の保険契約等がある場合には、それぞれの保険契約等が他の保険契約等がないものとして計算された支払責任額の合計額が損害額または当社の支払限度額を超えるときは、次に定める額を保険金として支払います。</p> <p>ア. 他の保険契約等から保険金等が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額</p> <p>イ. 他の保険契約等から保険金等が支払われた場合は、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金等の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。</p>
(3) 代位	<p>①当社が保険金を支払った場合は、当社は、次のいずれか少ない額を限度として、損害が生じたことにより被保険者が取得する債権（以下「被保険者債権」といいます。）を取得します。</p> <p>ア. 当社が支払った保険金の額</p> <p>イ. 被保険者債権の額。ただし、ア. の額が損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を差し引いた額とします。</p> <p>②①の場合において、①ア. に掲げる額が損害額に不足するときは、被保険者は、被保険者債権のうち当社が①の規定により取得した部分を除いた部分について、当社が取得した債権に先立って弁済を受ける権利を有します。</p> <p>③契約者および被保険者は、当社が取得する①の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は当社の負担とします。</p>

Ⅲ. 第2章 家財の補償条項を付帯する契約

(1) 事故の調査	<p>①当社は、事故発生の通知を受けたときは、事故が生じた住宅を調査すること、または収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査すること、もしくは被保険者の所有物を他に移転することができます。</p> <p>②当社は、次のいずれかに該当する場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。</p> <p>ア. 契約者または被保険者が、正当な理由がなく事故の通知を怠ったとき。または、知っている事実を表示しなかったとき、もしくは事実と異なる表示をしたとき</p> <p>イ. 契約者または被保険者が、①の調査に協力しなかったとき</p>
(2) 評価人および裁定人	<p>①損害の額について、当社と契約者、被保険者または保険金受取人との間に争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断にまかせます。この場合において、評価人の間でも意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。</p> <p>②当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については半額ずつ負担するものとします。</p>
(3) 残存物および	<p>①当社が、第2章 家財の補償条項 第2条の家財保険金を支払ったときでも、保険の対</p>

<p>び盗難品の 所有権</p>	<p>象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り当社に移転しません。</p> <p>②盗取された保険の対象について、当社が第2章 家財の補償条項 第2条⑩ア. の家財保険金を支払ったときは、その保険の対象の所有権その他の物権は、家財保険金の額のその再取得価額に対する割合によって、当社に移転します。</p> <p>③①および②の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた家財保険金に相当する額を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。</p>
----------------------	---

IV. 第3章 賠償の補償条項を付帯する契約

<p>(1) 損害発生時 の手続き</p>	<p>①契約者または被保険者は、事故が生じたことを知ったときは、これを当社に遅滞なく通知し、かつ次の手続きをとらなければなりません。</p> <p>ア. 損害につき、第三者から賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること</p> <p>イ. 損害賠償責任の全部または一部を被害者に承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること</p> <p>ウ. 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするときまたは提起されたときは、ただちに書面をもって当社に通知すること</p> <p>エ. 保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類に当社の要求するその他の書類を添えて、事故が生じた日から1か月以内に当社に提出すること</p> <p>②当社は、契約者または被保険者が①ア. またはイ. の手続きを怠ったときは、第三者から損害の賠償を受けることができたであろう額または被保険者に損害賠償責任がないと認められた額を差し引いて保険金の額を決定します。</p> <p>③当社は、次のいずれかに該当する場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。</p> <p>ア. 契約者または被保険者が、正当な理由がなく①の通知を怠ったとき</p> <p>イ. 契約者または被保険者が、①ウ. の手続きを怠ったとき</p> <p>ウ. 契約者または被保険者が、①エ. の手続きを怠ったとき、または提出書類につき知っている事実を表示しなかったとき、もしくは事実と異なる表示をしたとき</p> <p>④当社は、①ア. の場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために、契約者または被保険者が支出した必要または有益な費用（以下「権利保全費用」といいます。）を負担します。</p> <p>⑤④において、権利保全費用を支払うべき他の保険契約等がある場合には、次に定める額を支払います。</p> <p>ア. 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額</p> <p>イ. 他の保険契約等から保険金が支払われた場合は、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額</p>
<p>(2) 当社による 損害賠償の 解決</p>	<p>①当社は、必要と認めるときは、損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は当社の求めに応じその遂行について当社に協力しなければなりません。</p> <p>②当社は、被保険者が正当な理由がなく①の協力に応じないときは保険金を支払いません。</p>

第10条（その他）

(1) 時効	保険金や返還保険料等の支払を請求する権利は、その支払の事由が生じた日から3年間請求がない場合には消滅します。
(2) 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額、保険金の削減払	<p>①この保険の収支状況が著しく悪化した場合には、当社の定める必要な手続きを経て、保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。</p> <p>②事故が集中して発生し、その結果として保険金の支払いに支障が生じた場合には、当社の定める必要な手続きを経て、保険金を削減して支払うことがあります。</p> <p>③①または②を適用する場合、当社は、すみやかに契約者に通知します。</p>
(3) 更新契約の保険料の増額または保険金額の減額、引受辞退	<p>①事故に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認められた場合には、当社の定める必要な手続きを経て、更新契約について次のように取り扱うことがあります。</p> <p>ア. 保険料の増額または保険金額の減額</p> <p>イ. 引受辞退</p> <p>②①を適用する場合、当社は、保険満期日の2か月前までに契約者に通知します。</p>
(4) 訴訟の提起、準拠法	この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとし、また、この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第2章 家財の補償条項

第1条（保険の対象）

(1) この補償条項における保険の対象は、保険証券等に記載の住宅戸室内に收容される被保険者所有の家財とします。ただし、住宅戸室外にあっても、次に掲げる物は保険の対象に含まれます。

①住宅敷地内の駐輪場に置かれ施錠された自転車（電動アシスト自転車を含みます。）本体（サドルやバッテリー等の取り外し可能な部品のみ）の損害を除きます。）

②住宅戸室内のエアコンに接続された室外機

(2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

①住宅に取り付けてあるキッチン、浴槽、便器（タンクを含みます。）等

②業務用の什器・備品、商品・製品、原材料およびこれらに類する物

③通貨、預貯金証書（注1）、小切手、株券、手形、その他の有価証券、印紙、切手、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券（注2）、その他これらに類する物（通貨、預貯金証書に第2条⑩の事故による損害が発生した場合に限り、これらを保険の対象とします。ただし業務用の通貨、預貯金証書は除きます。）

④証書（運転免許証、パスポートを含みます。）、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ（注3）、その他これらに類する物

⑤動物および植物

⑥自動車等およびその付属品（注4）

（注1）通帳およびキャッシュカードを含みます。

（注2）鉄道・船舶等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券等をいい、定期券および回数券を含みます。

（注3）テープ・カード・ディスク・ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ、その他これらに類するものをいいます。

（注4）タイヤやETC車載器など、通常は固定されている物に加え、備品として備えつけられている物や一時的に取り外されている物を含みます。

第2条（家財保険金を支払う場合、支払う保険金の額）

当社は、下表のいずれかに該当する事故によって保険の対象に直接的に生じた損害（注1）に対して、この補償条項、第1章 契約の基本条項および付帯する特約の規定に従い、保険証券等に記載の保険金額を限度として次のとおり家財保険金を支払います。

事故	支払う保険金の額
①火災	ア. 修復不可能な場合 再取得価額
②落雷	
③破裂または爆発（注2）	
④建物外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは⑦もしくは⑧による損害を除きます。	イ. 修復可能な場合 修理費用（ただし、再取得価額を限度とします。）
⑤給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（注3）による水濡れ。た	ただし、⑨の事故については、1回の事故についての支

事故		支払う保険金の額
<p>だし、⑦もしくは⑧による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。</p>		<p>払限度額を 100 万円とします。</p>
<p>⑥騒擾 およびこれに類似の集団行動（注4）または労働争議に伴う暴力・破壊行為</p>		
<p>⑦風災（注5）、^{ひょう}雹災、雪災（注6）</p>		
<p>⑧水災（注7）</p>		
<p>⑨被保険者が転居する際、保険証券等に記載の住宅戸室から転居先の住宅戸室への運送中（注8）に発生した①から⑧までの事故</p>		
⑩盗難	<p>ア. 家財</p>	<p>保険の対象ごとに次の額を限度とする損害の額</p> <p>ア. 家財は再取得価額とし、1個または1組10万円を限度</p> <p>イ. 通貨は10万円、預貯金証書は50万円を限度</p> <p>ただし、1回の事故についての支払限度額は50万円とします。</p>
	<p>イ. 通貨・預貯金証書</p>	
<p>盗難によって、盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合。ただし、盗難を知ったあとただちに所轄の警察署あてに被害の届け出をした場合に限り、保険金を支払います。</p> <p>ア. 契約者または被保険者が、盗難を知ったあとただちに預貯金先あてに被害を届け出したこと</p> <p>イ. 契約者または被保険者が、盗難を知ったあとただちに所轄の警察署あてに被害の届け出をしたこと</p> <p>ウ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと</p>		

なお、損害を被った保険の対象が貴金属、宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合、1個または1組についての支払限度額は10万円とします。

（注1）消防または避難に必要な処置によって保険の対象に生じた損害を含みます。臭気の付着および煙損害は含みません。

（注2）気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

（注3）水が溢れることをいいます。

（注4）多数の者の集団行動により、数世帯以上またはこれと同等の規模にわたって平穏が害されるかまたは被害が発生する状態であって、暴動に至らないものをいいます。

（注5）台風、竜巻、旋風、暴風、暴風雨等の損害をいいます。

（注6）豪雪、雪崩等による雪災をいいます。

（注7）台風・暴風雨・豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等をいいます。

（注8）保険の対象が、保険証券等に記載の住宅戸室外に出た時に始まり、転居先の住宅戸室内に入った時までとし、運送業者による運送に付随する一時保管中を含みます。

第3条（費用保険金を支払う場合、支払う保険金の額）

当社は、下表のいずれかに該当する事故（支払事由）によって発生する費用について、この補償条項、第

1章 契約の基本条項および付帯する特約の規定に従い、次のとおり費用保険金を支払います。ただし、当社が支払う家財保険金および費用保険金の合計額は、保険証券等に記載の保険金額を限度とします。

費用保険金の種類	事故（支払事由）	支払う保険金の額
(1) 残存物清掃費用保険金	第2条の家財保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の清掃または搬出が必要なとき	家財保険金の5%を限度とした実費
(2) 緊急避難費用保険金	第2条の家財保険金が支払われる場合において、保険証券等に記載の住宅戸室に損害が生じ、居住が困難となった結果（注1）、被保険者が宿泊施設を臨時に使用したとき	事故発生日から30日以内の宿泊に対し、1泊につき5,000円（定額）
(3) 近隣見舞費用保険金	保険証券等に記載の住宅戸室から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物（注2）に損害が生じ、見舞金を負担したとき	被災世帯数×5万円（家財保険金の5%を限度）
(4) ドアロック交換費用保険金	保険証券等に記載の住宅戸室内に不法侵入または不法侵入未遂が発生し、ただちに警察署に被害の届出をした場合において被保険者が自己の費用で住宅のドアロックを交換したとき	同等のドアロックに交換するために必要な費用（3万円を限度とした実費）
(5) 修理費用保険金（注3）	次のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者が貸主との契約に基づき、もしくは防犯等の観点から緊急的に、自己の費用でこれを修理したとき ア. 第2条に定める①から⑧もしくは⑩の事故により、保険証券等に記載の住宅（注4）に損害が生じた場合 イ. 被保険者の責めに帰さない事由に起因する偶然な事故により、保険証券等に記載の住宅に取り付けられた板ガラスに損害が生じた場合 ただし、第3章 賠償の補償条項（補償内容変更特約付帯契約の場合は当該特約）第1条(2)の借家人賠償保険金が支払われる場合を除きます。	100万円を限度として当社が認める修理費用の実費

（注1） 保険証券等に記載の住宅戸室の一部の修復作業であり、居住可能な場合を除きます。

（注2） 動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者が占有する場所にあるものに限ります。

（注3） 保険証券等に記載の住宅の種類が「賃貸」の場合に適用されます。

（注4） 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の住宅の主要構造部および玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の住宅居住者の共同の利用に供せられるものを除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき保険金については支払います。
- ③ 契約者または被保険者が所有（注3）または運転する車両またはその積載物の衝突または接触

- ④第2条の家財保険金①から⑨の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ⑤保険の対象が、保険証券等に記載の住宅戸室外にある間に生じた事故
- ⑥建物や窓等からの、雨・風・雹^{ひょう}・雪^{じん}・砂塵等の吹込みまたは漏入。ただし、建物や窓等の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が、第2条に掲げる事故によって破損し、その破損部分からの住宅戸室内への吹込みまたは漏入によって生じた損害を除きます。
- (2)当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
- ④①から③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (3)当社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ①保険の対象または住宅の欠陥
- ②保険の対象または住宅の自然の消耗もしくは劣化（注4）または性質による変色、変質、さび、かび、発酵、発熱、ひび割れ、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ③保険の対象または住宅に生じたすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象または住宅の機能に支障をきたさない損害
- ④保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- (注1) 契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。
- (注4) 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

第5条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、契約者、被保険者およびこれらの者の代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、この保険契約を解約し、減少後の価額により新たに保険契約を締結することができます。この場合、第1章 契約の基本条項 第6条(2)にかかわらず、未経過期間の保険料の返還は日割計算とします。

第3章 賠償の補償条項

第1条（保険金を支払う場合、支払う保険金の額）

当社は、下表のいずれかに該当する事故（支払事由）によって生じた損害に対して、この補償条項、第1章 契約の基本条項および付帯する特約の規定に従い、保険証券等に記載の保険金額を限度として次のとおり保険金を支払います。

保険金の種類	事故（支払事由）	支払う保険金の額
(1) 個人賠償 保険金	<p>被保険者が日本国内において発生した次のいずれかに該当する偶発的な事故により、他人の身体の障害（注1）または財物の破損に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>① 保険証券等に記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶発的な事故</p> <p>② 被保険者の日常生活（注2）に起因する偶発的な事故</p>	<p>次に掲げるものにつき、その合計額が保険証券等に記載の自己負担額を超過する場合に、その超過額を支払います。</p> <p>(1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。ただし、代位取得する物があるときは、その価額を差し引きます。</p> <p>(2) 被保険者が支出した次の費用</p> <p>① 損害賠償責任の解決について、被保険者が書面にて当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、示談交渉に要した費用、仲裁・和解または調停に要した費用</p>
(2) 借家人賠償 保険金（注3）	<p>被保険者の借用する保険証券等に記載の住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する事故により破損した場合において、被保険者が住宅についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき</p>	<p>② 他人に損害賠償を請求することができる場合の、その手続きに必要な費用</p> <p>③ 賠償責任が発生しなかった事故発生時に行った、応急手当、護送、看護等、緊急措置のために要した費用</p>

（注1）傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。

（注2）保険証券等に記載の住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

（注3）保険証券等に記載の住宅の種類が「賃貸」の場合に付帯できます。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
- ⑤ ②から④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任

- ②専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注2）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③被保険者の親族および同居する者に対する損害賠償責任
 - ④被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑥被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑦航空機、車両、船舶または武器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑧住宅の改築、増築、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
 - ⑨被保険者が住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の破損に起因する損害賠償責任
 - ⑩被保険者が所有、使用または管理する財物（注3）の破損について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- (3) 当社は、住宅に生じた次に掲げる事由により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、第1条(2)の借家人賠償保険金を支払いません。
- ①住宅の欠陥によって生じた損害
 - ②住宅の自然の消耗もしくは劣化（注4）または性質による変色、変質、さび、かび、発酵、発熱、ひび割れ、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
 - ③住宅に生じたすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または汚損（落書きを含みます。）であって、住宅の機能に支障をきたさない損害
 - ④被保険者の死亡による損害
- (注1) 契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- (注3) 他人から借りているまたは預かっている受託物を含みます。
- (注4) 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

第3条（被害者による直接請求権）

- (1) 被害者は、次に掲げる場合は当社に対して、第1条に定める保険金の支払を請求することができます。
- ①法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立したとき
 - ②法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で書面による合意が成立したとき
 - ③被害者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを書面で承諾したとき
 - ④被保険者について次のいずれかに該当する事由があったとき
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつその法定相続人がいないこと
- (2) 被害者が(1)の規定により保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を添えて当社に提出しなければなりません。
- ①保険金請求書
 - ②その他当社が特に必要と認める書類または証拠
- (3) 当社は、(2)の請求がなされた場合に、被害者に対して第1条に定める保険金を支払います。ただし、保険証券等に記載の保険金額（当社がすでに支払った保険金がある場合はその金額を差し引いた額）を限度

とします。

- (4) 当社は、被害者と被保険者との保険金の請求が競合した場合は、被害者に対して優先して保険金を支払います。
- (5) 当社が被害者に対して保険金の支払を行った場合は、その金額の限度においてその被保険者の被る損害に対して保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 当社は、被害者が(2)の書類に故意に事実と異なる記載をしたとき、またはその書類もしくは証拠を偽造・変造した場合には保険金を支払いません。

第4条（被害者の特別先取特権）

- (1) 被害者は、第1条に定める保険金を請求する権利について特別先取特権（法律で定められた一定の債権を有する者が債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利）を有します。
- (2) 被保険者は、(1)の被害者への債務について弁済をした額、または被害者の承諾があった額の限度においてのみ、当社に対して保険金を請求できる権利を行使することができます。

特約条項

賠償の補償条項 補償内容変更特約

第1条（保険金を支払う場合）

普通保険約款 第3章 賠償の補償条項 第1条（保険金を支払う場合、支払う保険金の額）(2)の規定にかかわらず、この特約における借家人賠償保険金の事故（支払事由）は次のとおりとします。

保険金の種類	事故（支払事由）
(2)借家人賠償 保険金 (注1)	<p>被保険者の借用する保険証券等に記載の住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかの事故により破損した場合において、被保険者が住宅についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき</p> <p>①火災</p> <p>②破裂または爆発（注2）</p> <p>③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（注3）による水濡れ</p>

（注1） 保険証券等に記載の住宅の種類が「賃貸」の場合に付帯できます。

（注2） 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

（注3） 水が溢れることをいいます。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険証券等の発行省略に関する特約

この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約において、「保険証券等」とあるのは、「保険証券等に代えて設けた電磁的記録を表示した画面」と読み替えて適用するものとします。

保険料の電子決済サービスによる支払特約

第1条（主な用語の定義）

この特約における主な用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
マイページ	保険証券等の発行省略に関する特約に規定する「保険証券等に代えて設けた電磁的記録を表示した画面」で、この保険契約の契約内容の閲覧等ができる、契約者専用のスマホアプリ（スマートフォンアプリケーション）等をいいます。
電子決済サービス	現金の直接的な収受を行わず、電子的なデータの送受信によって決済を行う方法をいいます。
第1回保険料	初年度契約の月払の初回保険料および初年度契約の一時払保険料をいいます。
第2回以後の保険料	月払契約の第2回目以降の保険料（更新契約の一時払保険料を含みます。）をいいます。
契約応当日	保険期間中に迎える、毎月の保険始期日に対応する日をいいます。

第2条（適用条件）

この特約は、契約者がこの特約および保険証券等の発行省略に関する特約を選択する旨を申し出て、当社がこれを引受ける場合に適用されます。

第3条（申込の承諾通知）

普通保険約款 第1章 契約の基本条項 第3条（責任開始および保険料の払込）(1)①の規定にかかわらず、保険契約の申込を承諾した場合は、契約内容をマイページに表示することにより承諾の通知に代えます。（保険証券は発行しません。）

第4条（保険料の払込）

普通保険約款 第1章 契約の基本条項 第3条（責任開始および保険料の払込）(2)の規定にかかわらず、この特約における保険料の払込は次のとおりとします。

払込回数	払込方法	利用条件
一時払 または月払	電子決済払	契約者より当社の指定する電子決済サービスにて保険料を払い込む申出があること
	ポイント払 (注1)	契約者より当社の指定する無償で付与されるポイントにて保険料の全部または一部を払い込む申出があること

当社は、この特約を付帯した保険契約において、保険料の領収証は発行しません。

(注1) ポイント発行会社の財務および業務運営の状況等に照らし、本条および第5条または第6条に規定するポイントの取扱いの継続が困難であると当社が認めたときは、当社は、ポイント使用を停止し、他の払込方法に変更することができます。

第5条（保険料の払込期日）

普通保険約款 第1章 契約の基本条項 第4条（保険料の払込日および払込期日）(2)の規定にかかわらず、この特約における保険料の払込期日は次のとおりとします。

- (1) 第1回保険料は、保険始期日までに払い込むものとします。保険始期日までに払い込みがない場合は、保険契約は無効となります。
- (2) 第2回以後の保険料は、下表に定める払込期日までに払い込むものとします。

保険始期日 (契約更新日)	払込期日	
	一時払のとき	月払のとき
1日から15日の場合	保険始期日(契約更新日)の前月末日	契約応当日の前月末日
16日から末日の場合	保険始期日(契約更新日)の当月15日	契約応当日の当月15日

- (3) (2)の規定にかかわらず、電子決済サービス提供会社の責めに帰すべき事由により保険料の払い込みがない場合に限り、当初払込期日の翌月の応当日に払い込むものとします。
- (4) (2)または(3)に定める払込期日に保険料の払い込みがない場合は、当該払込期日以後に到来する直近の契約応当日(月末で契約応当日が存在しない場合は翌月1日)に、保険契約は失効します。
- (5) (4)の失効は、次のいずれかの理由で保険料の払い込みがない場合にも適用します。
- ① 契約者が、電子決済サービスを解約または退会等をしたことにより、当該決済サービスによる決済ができなかったとき
 - ② ①以外の理由により、電子決済サービスによる決済ができなかったとき

第6条(保険料返還時におけるポイントの取扱い)

当社が保険料を返還すべき場合において、第4条および第5条の規定により使用されたポイントがあるときの返還方法は次のとおりとします。

- (1) 払い込まれた保険料の全額を返還するとき
原則として、使用されたポイントは当該ポイントにより保険料の返還を行います。ただし、やむを得ない事情により当該ポイントによる返還ができない場合は、金銭をもって行います。
- (2) 保険料の払込回数が一時払の場合で、第1章 契約の基本条項 第6条(契約の変更)(2)または第8条(契約の終了)(2)から(4)のいずれかの規定により保険料を返還する場合は、金銭をもって行います。
- (3) 保険料の払込回数が月払の場合で、第1章 契約の基本条項 第6条(契約の変更)(2)または第8条(契約の終了)(2)から(4)のいずれかの規定により保険契約が終了し、払込日以後の未経過期間に対応する保険料を返還する場合は、原則として、使用されたポイントは当該ポイントにより保険料の返還を行います。ただし、やむを得ない事情により当該ポイントによる返還ができない場合は、金銭をもって行います。

第7条(契約の更新手続き)

この特約を付帯した保険契約については、第1章 契約の基本条項 第7条(契約の更新手続き)を下表のとおり読み替えて適用します。

(1) 保険契約の更新	① 当社は、保険満期日の2か月前までに、契約者に保険契約の更新案内を行います。	
	② 契約者から契約更新日に応じて以下の期日までに申出がない場合は、保険満期日の翌日に前契約と同じ契約内容で保険契約は更新されたものとし、更新契約の内容はマイページに表示します。	
	契約更新日	期日
	1日から15日の場合	契約更新日の前月25日
	16日から末日の場合	契約更新日の当月10日
	③ 当社は、次のいずれかに該当する場合には、更新契約の引受けを行わないこと	

	<p>があります。この場合、保険満期日の2か月前までに契約者に通知します。</p> <p>ア. 保険金の請求手続きに際し、契約者、被保険者または保険金受取人が必要な調査に協力しなかった場合</p> <p>イ. 保険金の請求に際し、事故内容に偶然性または信憑性に欠けることがあったと判断した場合</p> <p>ウ. 第8条(4)に定める重大事由による解除に準じる事由があった場合</p> <p>エ. その他この保険契約を更新することが期待しえないア. からウ. までに掲げるもののほか、ア. からウ. までの事由がある場合と同程度にこの保険契約の更新を困難とする事由があるとき</p>
(2) 保険契約更新時の 契約内容変更	<p>普通保険約款 第1章 契約の基本条項 第6条(契約の変更)(3)にかかわらず、保険契約の更新時においても、契約内容の変更はできません。</p>

第8条(契約者の通信先変更)

- (1) 契約者が通信先を変更したときは、マイページによりすみやかに当社に通知してください。
- (2) 契約者が(1)の通知を怠った場合は、当社の知った最終の通信先に発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、契約者に到達したものとみなします。

第9条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

引越しに関する特約

第1条（適用条件）

契約者から、保険証券等に記載の賃貸住宅（以下「転居前住宅」といいます。）から他の賃貸住宅（以下「転居後住宅」といいます。）に引越す旨の申出があり、普通保険約款 第1章 契約の基本条項 第6条（契約の変更）(3)の規定による住所変更を行った場合で、転居前住宅と転居後住宅の賃貸借契約の期間が重複し、かつ住所変更日から起算して30日以内（保険期間中である場合に限ります。）は、第2条を適用します。

第2条（転居前住宅の取扱い）

住所変更後の保険契約における転居前住宅の補償について、以下のように取り扱います。

- ① 転居前住宅戸室内に収容されている家財を、普通保険約款 第2章 家財の補償条項 第1条（保険の対象）に定める「保険の対象」に含めます。
- ② 転居前住宅を、普通保険約款 第2章 家財の補償条項 第3条（費用保険金を支払う場合、支払う保険金の額）に定める「保険証券等に記載の住宅」に含めます。
- ③ 転居前住宅を、普通保険約款 第3章 賠償の補償条項 第1条（保険金を支払う場合、支払う保険金の額）に定める「保険証券等に記載の住宅」に含めます。

第3条（特約保険料）

この特約を付帯することによる保険料の追徴は行いません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券等に記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券等に記載の保険会社は、保険証券等に記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

この保険契約の幹事保険会社は、保険証券等に記載の他の保険会社（以下「非幹事保険会社」といいます。）に対して、下表に掲げる事項を書面による両社の承諾をもって委託することができます。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券等に対する裏書等
⑥	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑦	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑧	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券等に記載の保険会社の権利の保全
⑨	その他①から⑧までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し、幹事保険会社または非幹事保険会社が行った前条の表に掲げる事項は、保険証券等に記載のすべての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し、契約者等が幹事保険会社または非幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券等に記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。

別表

別表1【経過月数に対応する返還率】

(1) 1年契約のとき

経過月数	返還率
1か月まで	75%
2か月まで	68%
3か月まで	62%
4か月まで	55%
5か月まで	48%
6か月まで	41%
7か月まで	34%
8か月まで	27%
9か月まで	21%
10か月まで	14%
11か月まで	7%
1年まで	0%

(2) 2年契約のとき

経過月数	返還率	経過月数	返還率
1か月まで	86%	1年1か月まで	41%
2か月まで	83%	1年2か月まで	38%
3か月まで	79%	1年3か月まで	34%
4か月まで	75%	1年4か月まで	30%
5か月まで	71%	1年5か月まで	26%
6か月まで	68%	1年6か月まで	23%
7か月まで	64%	1年7か月まで	19%
8か月まで	60%	1年8か月まで	15%
9か月まで	56%	1年9か月まで	11%
10か月まで	53%	1年10か月まで	8%
11か月まで	49%	1年11か月まで	4%
1年まで	45%	2年まで	0%

別表2【保険金の請求に必要な書類】

第2章 家財の補償条項・第3章 賠償の補償条項・各種特約 関連

(1) 当社の定める保険金請求書

(2) 保険金請求者であることを証明する書類

書類の例	・委任状 ・印鑑証明書 ・戸籍謄本 ・賃貸借契約書 ・家族関係の証明書（住民票、健康保険証（写）・運転免許証（写）） 等
------	---

(3) 保険の対象に生じた損害や費用等

①損害等の発生を示す書類

書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書） 等
------	------------------------------

②損害の額等を示す書類

書類の例	・写真（現場および損傷箇所） ・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書、決算書類 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・賃貸借契約書、家賃収入台帳 ・費用の支出を示す書類 等
------	---

③その他の書類

書類の例	・権利移転書 ・調査同意書（当社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） 等
------	---

(4) 損害賠償責任に関する保険金を請求するための書類

①損害賠償事故の発生を示す書類

書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書） ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真（現場および損傷箇所） 等
------	--

②損害賠償の額を示す書類

書類の例	ア) 対人賠償事故の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・当社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、治療費領収書 ・レントゲン等の検査資料 ・死亡診断書、死体検案書 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書 ・その他の費用の支出を示す書類 等
	イ) 対物賠償事故の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 等

③その他の書類

書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・家族関係の証明書（住民票、健康保険証（写）、運転免許証（写）） ・被害者を確認するための資料（車検証（写）等） ・権利移転書 ・調査同意書（当社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書）
------	---

(5) その他

当社が 第1章 契約の基本条項 第9条（事故発生に関する処理および手続き）I. 全契約共通(2) 保険金の支払時期に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類

※上記以外の書類の提出を求めることがあります。

別表3【保険金を支払うための確認事項】

(1) 事故または損害発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害もしくは身体障害の有無および被保険者に該当する事実
(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または身体障害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
(5) (1)から(4)までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

別表4【保険金を支払うべき期日】

(1) 災害救助法が適用された災害の被災地域においては別表3の(1)から(5)までの事項の確認のための調査	60日
(2) 別表3の(1)から(4)までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
(3) 別表3の(1)から(4)までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）	180日
(4) 別表3の(1)から(5)までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日